

富士見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(2年1月1日)	A		B	B/A	30年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
元	14,469	7,353,985	348,576	1,196,790	16.3	15.2

令和元年度決算

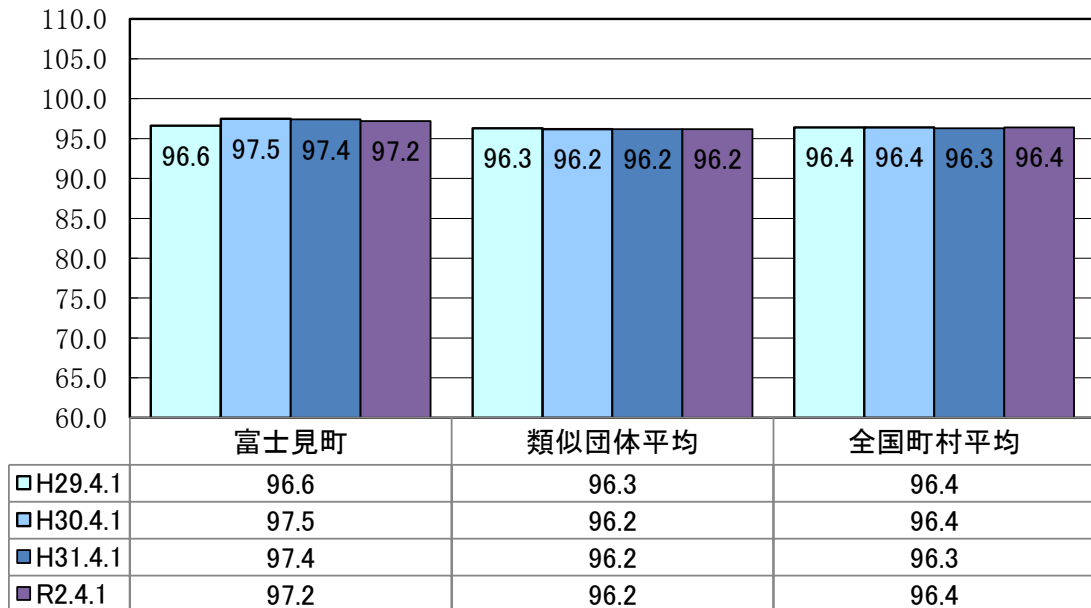
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元	150	500,335	61,336	202,421	764,092	5,094	5,544

令和元年度決算

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。(富士見町該当なし)

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年ラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・全職員を対象に人事考課の結果を処遇に反映したことにより、ラスパイレス指数が増加した。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げを行わない。高齢層については、最大で4%程度引下げる。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施した。

② その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見町	42.7 歳	296,369 円	338,847 円	321,533 円
長野県	45.3 歳	335,200 円	401,899 円	369,153 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.5 歳	302,596 円	349,574 円	325,535 円

令和2年給与実態調査

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	富士見町	長野県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	268,500 円	358,700 円	378,700 円	387,200 円
	高校卒	0 円	0 円	356,600 円	388,400 円

令和2年給与実態調査

3 一般行政職の級別職員数等の状況

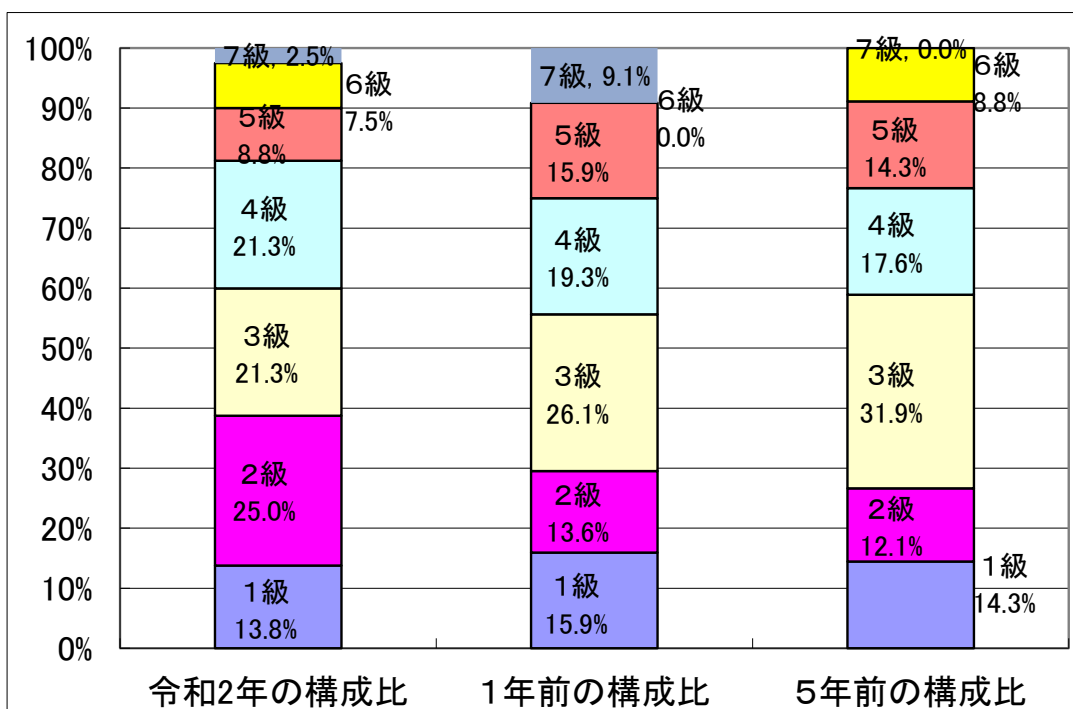
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

令和2年給与実態調査

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	雇員・主事の職務	11 人	13.8 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主任の職務	20 人	25.0 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主査の職務	17 人	21.3 %	231,500 円	350,000 円
4 級	副主幹の職務	17 人	21.3 %	264,200 円	381,000 円
5 級	主幹の職務	7 人	8.8 %	289,700 円	393,000 円
6 級	副参事の職務	6 人	7.5 %	319,200 円	410,200 円
7 級	参事の職務	2 人	2.5 %	362,900 円	444,900 円

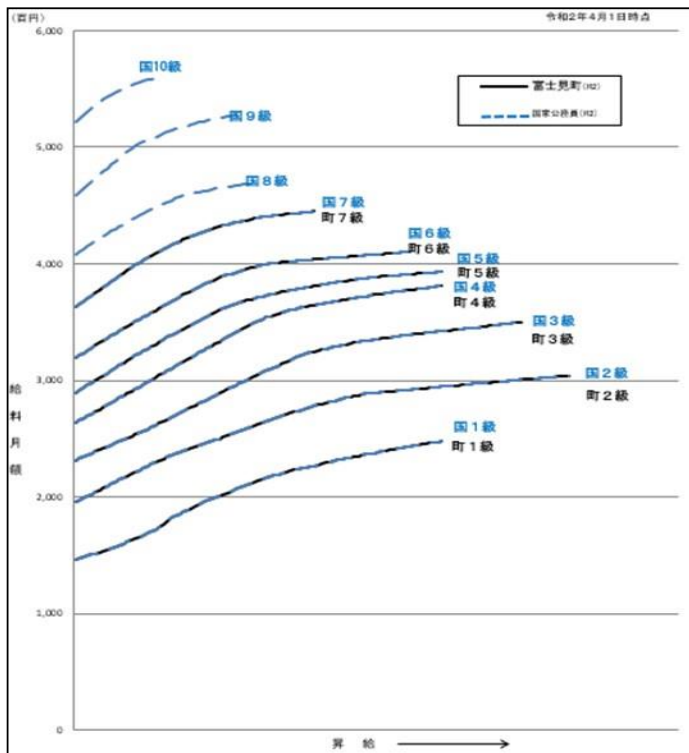
(注) 1 富士見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和2年4月1日現在)

令和2年給与実態調査



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年1月1日の昇給より、勤務成績の結果を反映

昇給号俸数

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
特定幹部職員	8以上	6	3	2	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
55歳以上職員(特定・一般)	2以上	1	0	0	0

特定幹部職員とは、5級以上の管理職職員

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見町	長野県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,534 千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,734 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%) 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(15~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(10~25%)

○勤勉手当への人事考課活用状況(一般行政職)

令和元年12月の勤勉手当		
成績区分	成績率	
	一般職	特定幹部職員
特に優秀	107/100	118/100
優秀	99/100	115/100
良好	91/100	112/100
やや良好でない	83/100	109/100
良好でない	75/100	106/100

成績率については、勤務成績の結果により、条例に定められた支給限度額の範囲内で、その都度、率を決めている。

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

富士見町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.587 月分	勤続20年	19.67 月分	24.587 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 14,642 千円 21,424 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

富士見町では支給していない

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	—		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	—		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	—		%
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(元年度決算) 左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	作業をした職員	伝染病防疫処理作業	— 千円 1日500円以内
行路死病人取扱作業手当	作業をした職員	行路死人の処理作業	— 千円 1回3,000円以内
〃	〃	行路病人の処置作業	— 千円 1回1,000円以内
特地勤務手当	町長が定めた勤務地に勤務する職員		— 千円 月額9,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	21,889 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	243 千円
支給実績(30年度決算)	17,893 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	208 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給、支給額は別記	同じ		千円 13,130	円 226,379
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給、支給額は別記	同じ		千円 8,121	円 246,091
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用しその運賃を負担することを常例とする職員、自動車等を利用することを常例とする職員で片道の距離が2.0km以上のもの、支給額は別記	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる。交通機関利用者の加算あり	千円 4,367	円 45,490
宿日直手当	正規の時間外又は休日に宿日直を命じられた職員に支給 支給額は別記	同じ		千円 554	円 4,400
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に支給 支給額は別記	異なる	支給区分・金額が異なる	千円 10,575	円 587,500
寒冷地手当	冬期間の暖房費用等の増嵩分補填する主旨で11月～3月までの間支給 支給額は別記	同じ		千円 8,049	円 54,020

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	707,000 円	846,000 円 / 514,400 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副町長	(592,000 円)		
報 酬	議 長	288,000 円	354,000 円 / 247,000 円	
	副議長	(224,000 円)		
	議 員	(201,000 円)		
期 末 手 当	町 長 副町長	(元年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副議長 議 員	(元年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	[給料月額]×[在任月数]×42.5/100	14,423千円	任期ごと
	備 考	[給料月額]×[在任月数]×25.4/100	7,218千円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

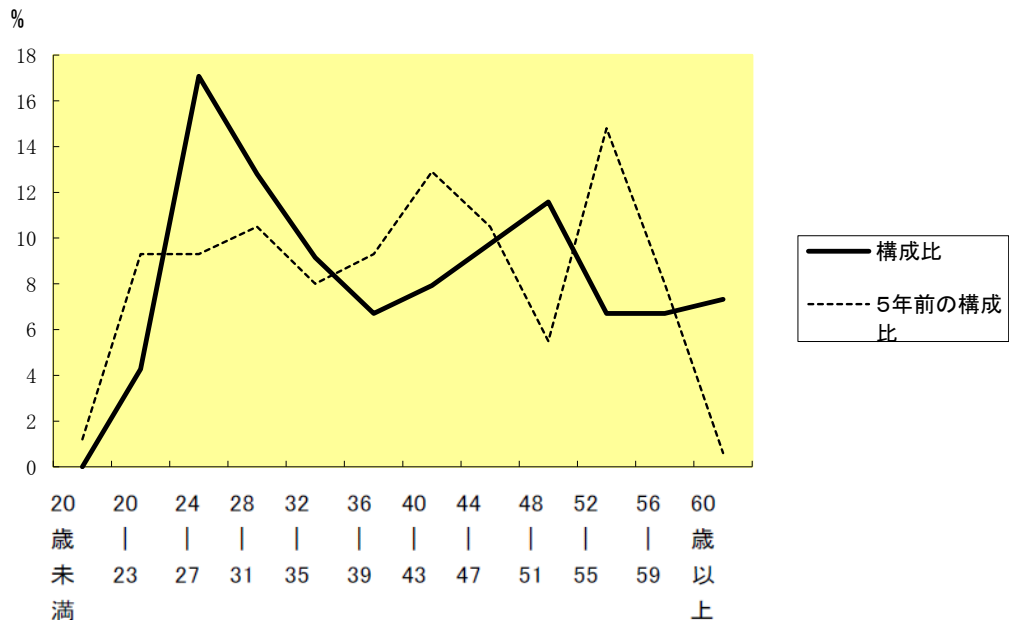
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	長野県交流派遣による増 人員見直しによる減 人員見直しによる減 人員見直しによる減 人員見直しによる増 人員見直しによる減
		総務	28	28	0	
		税務	13	15	2	
		労働			0	
		農林水産	13	14	1	
		商工	5	5	0	
		土木	8	8	0	
民生衛生	49	47	△2			
	計	127	128	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.46 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.45 人)	
	教育部門	21	22	1	事業の増加に伴う人員増	
	消防部門					
	小 計	148	150	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.67 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 104.83 人)	
公営企業等部門	水道事業	7	7	0		
	下水道事業	3	3	0		
	国保	4	4	0		
	小 計	14	14	0		
合 計		162	164	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.35 人	
		[222]	[222]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳) 以上	計
職員数	0人	7人	28人	21人	15人	11人	13人	16人	19人	11人	11人	12人	164人

平成27年・令和2年給与実態調査

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	126	123	125	128	127	128	2 1.75%
教育	22	22	22	23	21	22	0 0.00%
消防							
普通会計計	148	145	147	151	148	150	
公営企業等会計計	14	14	14	14	14	14	
総合計	162	159	161	165	162	164	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
元年度	506,070	108,411	34,089	6.7	6.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。(富士見町該当なし)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	7	22,775	2,440	8,874	34,089	4,870	6,789

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	38.7 歳	290,950 円	450,726 円
団体平均	45.0 歳	370,758 円	567,814 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(元年度)	1人当たり平均支給額(元年度)
1,418 千円	1,708 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	(支給なし)				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	-				円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	-				%
手当の種類(手当数)	1				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価	
薬物取扱手当	水道事業職員	施設の維持管理作業	- 千円	月額500円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	573 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	96 千円
支給実績(30年度決算)	753 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	126 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

一般会計と同じ

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
元年度	891,774	349,344	18,328	2.1	2.0

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	3	12,375	914	5,039	18,328	6,109

(参考)全国平均 一人当たり給与費	千円
	6,721

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	46.0 歳	342,867 円	538,855 円
団体平均	43.4 歳	365,998 円	559,592 円
事業者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(元年度)	1人当たり平均支給額(元年度)
1,749 千円	1,622 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

下水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	(支給なし)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	—		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	—		%	
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
下水道業務手当	下水道事業職員	施設の維持管理作業	— 千円	月額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	184 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	92 千円
支給実績(30年度決算)	167 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	84 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

一般会計と同じ